

令和元年度

第15回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和元年10月29日（火）
開会14時25分 閉会15時15分

場 所 教育委員室

令和元年度
第15回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 令和2年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(2) 協 議

① 大分県教育実践者表彰について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課参事 (総括)	佐 藤 茂
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課主査	池 邊 大 介

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、松田委員が欠席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第15回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、林委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時を予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、協議の①は人事に関する案件であることから、当該協議事項については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、協議の①は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議案】

第1号議案 令和2年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「令和2年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

本人事異動方針、それに基づく人事異動実施要綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に定められている県費負担教職員の標準的な在職期間、任用に関する基準を、任命権者である大分県教育委員会が規定するものです。

資料2ページをご覧ください。

始めに、「平成21年度以降の人事異動方針等の変遷・概要（市町村立学校）」について、主な取組事項について説明します。

平成21年度には平成20年度の不祥事を受け、人事異動方針を全面改定し、教職員人事に関する情報管理の徹底、職員団体や教育団体等外部からの要請排除、人事異動実施に係る留意事項の見直しなどを行いました。

また、平成23年度には、それまでの「教職員人事計画」を廃止し、人事異動方針に基づく「人事異動実施要綱」を新設しました。

この廃止・新設の観点、教職員が切磋琢磨する環境の醸成でありまして、人材の育成と活用、校長のリーダーシップの確保、教職員の意識改革に、現在まで取り組んできているところです。

令和2年度の人事異動方針等につきましては、学校支援センター所長選考方法の見直し（選考試験の廃止）及び人事地域の見直し、小・中学校間の異動ということを考えており、詳細は後程説明します。

3ページの「平成21年度以降の人事異動方針等の変遷・概要（県立学校）」をご覧ください。県立学校においても小・中学校の教職員人事計画に相当する「県立学校人事異動要領」及び「特別支援学校人事異動要領」を定めていましたが、同様に平成23年度に廃止し、人事異動方針に基づく人事異動実施要綱を策定しました。基本的には、小・中学校と同様の考え方で、適材適所の人事を進めるという形で現在に至っております。

令和2年度の人事異動方針等につきましては、事務職員の昇任選考試験を廃止し、任用による選考に見直しを行います。

それでは、令和2年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針（案）について、ご説明いたします。4ページから9ページまでは、新しい人事異動方針及び実施要綱を、10ページからは新旧対照表になります。

資料10ページ、人事異動方針の新旧対照表をご覧ください。右側が令和2年度の異動方針（案）となります。

まず、「第1 基本方針」では、学校における働き方改革が求められている内容、また次世代育成や女性活躍、さらに障がい者活躍に向けた環境整備といった内容を基本方針として加えております。

次に「第2 人事異動」の「1 校長及び教頭等への登用」については、先程の基本方針の中で、学校における働き方改革が求められているということを踏まえまして、校長及び教頭等への登用におきましては、『『芯の通った学校』の取組を実践する中で、勤務時間管理の徹底や業務の効率化等を行う学校の働き方改革を積極的に推進し、学校改革に取り組む意欲に富んでいる』者の登用を図っていきます。

11ページをご覧ください。

第4の「2 再雇用制度」ですが、若手教職員の人材育成に加え、教職員の人材確保の観点からも再雇用配置を一層進めていくこととし、このための活用ポスト、具体的には再任用指導主事の創出等を行うこととしています。

12ページをご覧ください。

「大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱」ですが、2の「(2) 人事地域」の四角囲み下段をご覧ください。人事異動方針の中でも小・中学校間の専科教員の配置・兼務発例などによって小・中連携を強化するとしていますが、この取組を更に進めるため、1の「採用校種と異なる学校に異動した場合」を新たに人事地域とすることにより、小・中間交流の促進を図っていきます。

最後に13ページをご覧ください。大分県立学校教職員定期人事異動実施要綱ですが、大きな改正点はございません。

なお、要綱の改正ではございませんが、次の3点についての運用を改めたいと思います。

まず、1点目として、小・中学校における管理職人事ですが、前回の教育委員会で協議いただきましたとおり、学校支援センター所長の選考について本年度より試験を廃止し、人事により適任者を任用することとします。

2点目が、小・中学校における一般教職員人事のうち、新採用教職員の「採用からおおむね10年以内に三つ以上の人事地域を勤務する」際の考え方ですが、現行は異動間隔を3年ごととしているところですが、市町村教育委員会の要望等を踏まえまして、学校運営への支援の観点から、今後は、2地域目・3地域目での勤務年数を、3年から4年へと変更して運用したいと考えています。なお、教職員の希望により3年での異動も可能とします。

3点目が、県立学校における事務職員（学校事務・司書・学校栄養職員）の昇任選考試験を廃止し、人事評価結果等を踏まえ任用することとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(高橋委員)

若年期の広域異動のことですが、今後採用される教員の出身市町村の地域バランスが崩れてくると思いますが、そういう状況を踏まえての見直しですか。

(渡辺教育人事課長)

若年期の広域異動における1地域目の勤務については、法定研修である1年目の初任者研修に引き続き、教員としての基礎・基本形成期の研修として2年目・3年目に実施されるステップアップ研修を含めての「3年間」という考え方が学校現場にもかなり定着しており、これに反対する声はほとんど挙がりませんが、2地域目・3地域目での勤務については、「教員として一定の経験を積み、学校組織にとっても必要な戦力として考えている人材が、僅か3年でまた異動してしまうのは学校運営上非常に困るため、学校事情等を踏まえ弾力的に対応できないか」という意見を市町村教育委員会からこれまでも度々いただいていたので、それを受けて、異動間隔を「原則4年」と見直すものです。

(高橋委員)

教員採用選考試験の合格者が大分市出身者に集中しており、各地域の出身者のバランスが崩れてきているという話を地域別意見交換会の際に市町村教育委員会の方から聞きましたが、いずれこの「おおむね10年で3地域」のルールも見直す可能性があるのですか。

(渡辺教育人事課長)

教員採用選考試験につきましては、全国的には地域別の採用を行っているところがありますが、本県では、公平・公正・透明性を担保するために全県一区で採用を行っています。各地域出身者のアンバランス問題については、若年期の広域異動をこれまでどおり推進することにより、出身者が少ない地域へ教員を配置する仕組みを維持し、対応していきます。

(岩崎委員)

今回、2地域目・3地域目における異動間隔を3年から4年に変更し、弾力的な運用とすることによる弊害や問題が発生することはあり得るのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

来年度は、新採用者数が平成以降最大になっており、大量退職・大量採用が続く、大きく人が入れ替わる状況の中で、2地域目以降の異動間隔を弾力的にする

ことで、学校事情等の要望に応えるとともに、地域的な配置バランスを取ること
も可能になるため、弾力化による弊害や問題は特段発生しないものと考えていま
す。

(工藤教育長)

「おおむね10年で3地域」というルールを壊すわけではありません。

また、今は小学校における教科担任制の議論もある中で、中学校から小学校へ
の一方向ばかりの異動というわけにもいきませんので、「小学校から中学校」又
は「中学校から小学校」の異動を1人事地域としてカウントすることを一つの方
法として考えたところです。

(岩崎委員)

小・中学校間の異動を今回、広域異動上の1人事地域としてカウントする中に
加えたことは、先程の「2地域目・3地域目における異動間隔を3年から4年に
変更したことにより地域的な配置バランスを取ることが可能になる」と同様の趣
旨で活用することを想定してのものでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

委員お見込みのとおり、全県的なバランスを取るための一つの方法として導入
したものです。

(高橋委員)

産前産後休暇期間や育児休業期間は、3年のうちの勤務期間にカウントされる
のですか。

(渡辺教育人事課長)

出産に係る育児休業等の期間についても、勤務期間として原則カウントはして
いますが、当該事情の場合は職員の状況に十分に配慮しながら個別に対応をして
います。今後もその予定です。

(工藤教育長)

中学校から小学校への異動希望者は増えましたが、その逆の希望者は少ないで
す。しかし全体として見た場合はそこが同数となるような仕組みになっていなけ
ればならないわけですから、その辺りはバランスを取りながらと考えています。

(渡辺教育人事課長)

今年度4月1日付け定期人事異動における小学校から中学校への異動が10
人、中学校から小学校への異動が22人となっています。現在、小学校における
教員不足の問題が深刻化する中、小学校への人員供給という部分、そして小学校
での英語の教科化という部分を踏まえ、小・中学校間異動を1人事地域とするこ

とにより、小・中学校間交流を一層促進して、小学校を中心とした人員の確保に対応していきたいと考えています。

(岩崎委員)

今回の人事異動方針は、市町村教育委員会や学校現場から現在要求されていることを踏まえ策定したもので、我々もこれまでの協議を通じて内容を理解しているわけですが、細かいところをいろいろ修正したとしても、結局のところは運用がどうなされるかということで現場側が受ける印象も随分違ってくると思います。元々、我々教育委員会が定めた人事異動方針の中の「人材活用」、そして「広域異動をすることによりいろいろな経験を積んでもらう」といった趣旨がいきるような運用を是非してもらいたいと思います。

(渡辺教育人事課長)

今後、市町村教育長会議、市町村人事担当課長会議を予定していますので、その中で説明をきちんとしていきます。

(鈴木委員)

例えば、私の住んでいる豊後大野市の外から異動（転入）してきた教員については、従前から豊後大野市内の学校で勤務してきた教員とは教え方が違ったり、子どもへの接し方が違ったりします。しかし、そのことは、当該市町村にとっていい影響をもたらす場合があります。他の教員にとっては勉強にもなりますし、逆にその異動となった教員は当該市町村の良さを学ぶ機会になります。

異動間隔の年数を弾力的にすることにより、それが1年延びるだけでも保護者や地域の方との関係が途切れませんし、上手に繋ぐように異動をしていることを教員自身も理解して異動を受け入れていただくと学校運営としてもうまくいくのではないかと思います。遠距離通勤となる場合の負担もあると思いますが、大きなメリットが子どもたちにもあると思いますので、どうして広域異動するのかを十分に理解し、それが勉強の場であるということをお分かりもらえるよう説明していただきたいと思います。

(渡辺教育人事課長)

その件についても市町村教育長会議、市町村人事担当課長会議等で周知をしてまいります。

(工藤教育長)

決して我々は方針を変えようとしているわけではありません。ただ、弾力性がない制度ではうまくいかないでしょうし、特に今、小学校で教科担任制について整理をしないといけないところです。工夫もしながら原則は外さないようにと考えています。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは第1号議案の承認についてお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(工藤教育長)

第1号議案については原案のとおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますか、その前に、公開でそのほか何かございませつか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【協 議】

① 大分県教育実践者表彰について

(1課〔教育改革・企画課〕在室)

(工藤教育長)

それでは、協議の①「令和2年度大分県教育実践者表彰について」中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、各委員から出された疑問点について、もう少し調べて、整理してみたいと思います。(次回再協議)

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございませつか。

ないようですので、これで令和元年度 第15回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。